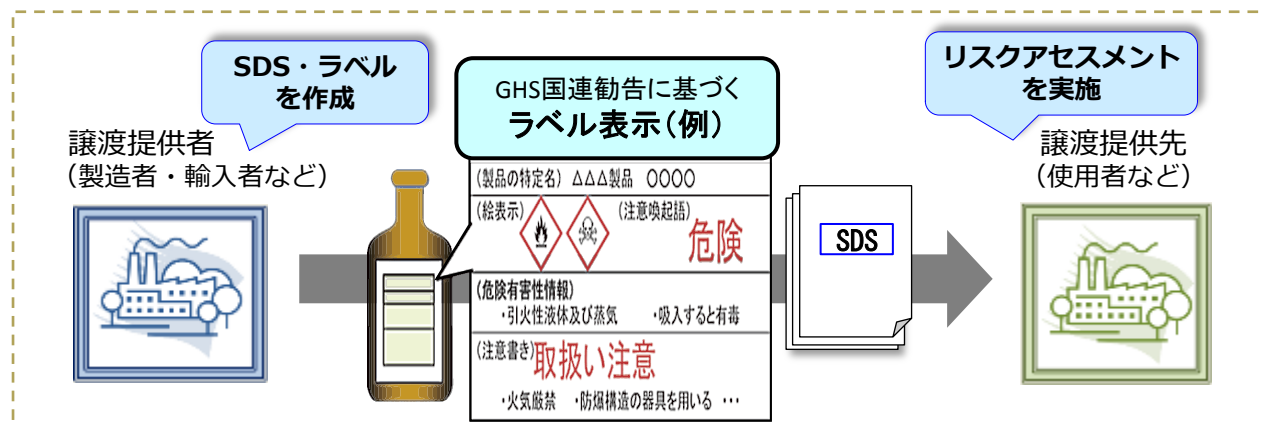


「ラベルでアクション」

～化学物質リスクアセスメント・ラベル表示が義務化されました～

- ◆ ラベル表示の範囲が、640物質まで拡大され、ラベルのある化学品が多く流通。



- ◆ 厚生労働省では「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに取組を呼びかけ
- ◆ 事業者や労働者が化学品のラベルを見たら、アクションを！

SDS・・・Safety Data Sheet (エス・ディー・エス、安全データシート)。化学物質の危険有害性や取扱方法を記載した文書。化学物質の取引時に原則として交付が義務づけられている。



(参考) 滋賀労働局 平成28年度行政運営方針 第2 1 (4) (抜粋)

ウ 化学物質による健康障害防止対策

(略)。その際、特定化学物質等の特別規則に加え、本年6月の義務化に伴い、「ラベルでアクション」を合い言葉に、ラベル表示と安全データシート(SDS)の確認からリスクアセスメントまで、実質的に意味のある実施を丁寧に指導する。また、(以下略)



「ラベルでアクション」のポイント

労働災害防止には、機械設備や作業環境の改善などだけでなく、**作業員一人ひとりが**、リスクを認識して、適切な手順で作業を行えるようにすることも重要です。そのため、

- ◆ 労働者がラベルの内容を見たときに自分で危険有害性を理解できるよう、**ラベル教育**を行いましょう
- ◆ リスクアセスメント結果を労働者に周知する際は、しっかりと理解させることが重要です。教育や掲示など**効果的な周知方法**を検討しましょう
- ◆ 化学物質の作業を、必要に応じて、**指差呼称やKY（危険予知）活動**の対象に組み込むことも、安全手順の遵守につながります。



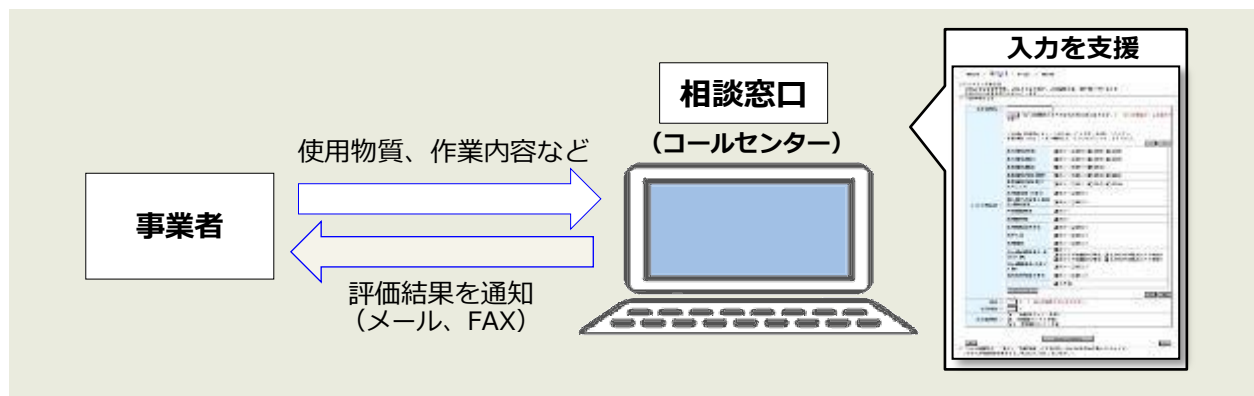
化学物質リスクアセスメント実施に対する相談窓口、専門家による支援

※厚生労働省平成28年度委託事業の例

1) 相談窓口（コールセンター）を設置し、電話やメールなどで相談を受付

SDSやラベルの作成、リスクアセスメント（「化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）」の使い方など）について相談できます。

※コントロール・バンディングの支援サービス：コールセンターが入力を支援し、評価結果をメールなどで通知



- ▶ 化学物質や化学品の危険性や有害性を調べる方法をご紹介します
- ▶ GHSラベルやSDSの読み方をお教えします
- ▶ 化学物質のリスクアセスメントの仕方を説明します
- ▶ リスクアセスメント結果の内容を説明します
- ▶ リスクを低減するための対策をアドバイスします

2) 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

相談窓口における相談の結果、事業場の要望に応じて専門家を派遣、リスクアセスメントの実施を支援

■ コールセンターの番号や訪問支援の問合せ先は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省 化学物質管理 相談窓口

検索

滋賀労働局労働基準部健康安全課
大津労働基準監督署
彦根労働基準監督署
東近江労働基準監督署

TEL 077 (522) 6650
TEL 077 (522) 6641
TEL 0749 (22) 0654
TEL 0748 (22) 0394



厚生労働省
滋賀労働局
働きやすい滋賀をめざして